



令和8年度継続利用する方へ



保育施設利用にあたってのお願い

保護者の皆様には、平素から本市の子ども・子育て支援行政の推進に格別の御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

保育施設の利用につきましては、子どもの最善の利益を実現するため、全ての保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、保護者の皆様方におかれましては、次の点についてお願いをいたします。

1. 勤務等の時間帯に合わせて保育施設をご利用いただくこと。
2. 土曜日等で仕事が休みの場合など、家族のどなたかが保育の時間を確保できるといった場合には、家族でお子様と一緒に過ごす貴重な時間をもつていただくこと。
3. お子様の体調がすぐれない場合には、可能な限り家庭内で保育していただくこと。

御家庭によって個々の事情があるものと承知しておりますが、お子様にとりまして保育施設が安心安全な場所となり、今後とも安定的で円滑な運営ができますよう、何卒御協力をお願い申し上げます。



← こども保育課ホームページ

1. 現況届の提出について

令和8年度も現在通っている保育施設の利用を希望する場合は、現況届の提出が必要です。

●提出する書類

- ①現況届（P6 に記入例あり）
- ②保育の必要性を証明する書類（P4）
- ③【該当する方のみ】家庭状況がわかる書類（P3）

2. 教育・保育給付認定について

継続して保育施設を利用するためには、引き続き認定を受ける必要があります。

(1) 保育を必要とする事由・認定期間

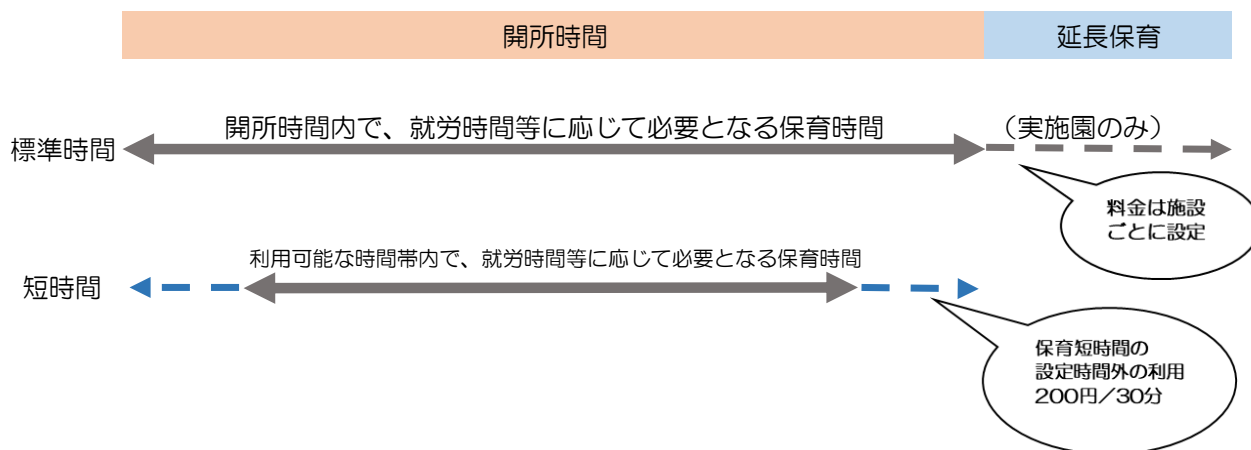
	保育を必要とする事由	認定期間	保育必要量の区分
1	月64時間以上（1日4時間以上）の就労	小学校就学前まで	標準時間または短時間
2	妊娠・出産	出産予定月の前後各2か月	標準時間
3	保護者の疾病、障がい	小学校就学前まで	標準時間
4	親族の介護・看護（1日4時間以上月64時間以上）	小学校就学前まで	標準時間または短時間
5	災害復旧にあたっている場合	災害の復旧が完了すると見込まれる期間	標準時間
6	求職活動	90日を経過する日が属する月の末日まで	短時間
7	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む・1日4時間以上月64時間以上）	卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで	標準時間または短時間
8	虐待やDVのおそれがあること	小学校就学前まで	標準時間
9	育児休業取得の際に、すでに保育所利用中の子どもの継続利用が必要と認められる場合	育児休業期間	短時間
10	その他上記1～9に類すると市が認めた場合	小学校就学前まで	標準時間または短時間

- 認定期間は、小学校就学前までのうち保育を必要とする期間です。
- 標準時間認定の方は、希望により短時間認定に変更することが可能です。
- 出産日が出産予定月と異なった場合は、認定期間は変更します。

(2) 保育必要量の区分

保育必要量とは、就労時間等に応じて保育所等を利用できる時間です。

- 保育標準時間・・・1日最大11時間の中で必要となる時間利用可能
- 保育短時間・・・1日最大8時間の中で必要となる時間利用可能



※各施設の利用できる時間帯（開所時間、延長保育、短時間の設定時間）は、ホームページをご確認ください。

※通勤時間等により短時間認定では仕事に間に合わない等の場合は、園またはこども保育課までご相談ください。

3. 認定変更がある場合について

- 認定内容の変更は、原則として教育・保育給付認定変更申請書の提出日の翌月1日から（1日の場合は当月から）となりますので、認定内容が変わる場合は、速やかに手続きを行ってください。
- 認定変更には、教育・保育給付認定変更申請書と支給認定証に加えて、次の（１）～（４）のうち該当する書類を提出してください。

（１）保育を必要とする事由または必要量（標準時間・短時間）の変更の場合

- 表２「保育の必要性を証明する書類」より該当する書類（P4）

（２）家庭状況に変更がある場合

変更内容		該当する書類名
住所変更	市内転居	祖父母と同居する場合は給与明細等（表１—６）
	市外転出	退園届（教育・保育給付認定変更申請書は不要）
保護者変更	離婚（調停）による別居	ひとり親家庭に関する書類（表１—１：a～dのいずれか）
	婚姻	婚姻した相手の保育の必要性を証明する書類（P4）
	代表保護者の変更	代表保護者のマイナンバーに関する書類

●表１ 家庭状況に関する書類

1. ひとり親家庭（住民票の異動が必須です）	
a. 児童扶養手当を受けている	児童扶養手当証書
b. ひとり親家庭医療を受けている	ひとり親家庭医療費受給者証
c. 離婚を前提とした別居の場合	事件係属証明書など離婚調停中であることがわかるもの
d. a～cのいずれもない場合	戸籍謄本（離婚の記載があるもの）
2. 家族に障がいのある方がいる家庭	
特別児童扶養手当を受けている	特別児童扶養手当認定通知書など
障がいの手帳を受けている方がいる	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
障害基礎年金を受けている方がいる	年金証書
3. 生活保護を受給している家庭	
生活保護の受給証明書など	
4. 未就学児のきょうだいが保育所等に入所しない家庭	
兄弟姉妹が保育所等に入所しない申立書	
5. 同居家族以外で、保護者と生計を—にしている家族がいる家庭	
同居家族以外の特定期被監護者申立書	
6. 祖父母と同居している家庭	
<u>保護者（児童の父母）</u> の直近3か月の収入状況がわかるもの（給与明細等）	
7. 海外勤務をされている家庭	
勤務先からの給与の支払い証明など、海外での収入がわかる書類を提出してください。（外国語で記載されている場合は和訳文の添付をお願いします。）	

●表2 保育の必要性を証明する書類

状 況			該当する書類名	父	母
就 労	会社員・パート・法人化している自営業		就労証明書（事業所の担当者記入のもの） （産休・育休明け復職予定の場合は、産休・育休取得期間及び復職年月日の記載が必要。入所可能な育休期間を超えている場合は、入所内定時育休短縮可否の欄（可または可（予定））にチェックが必要。	☐	☐
	法人化していない自営業 （農漁業含む）	自 営 業 主	①就労証明書（自営中心者記入のもの） ②(ア)～(イ)のいずれかのコピー (ア)確定申告書または市県民税の申告書（令和7年度） (イ)開業届（開業後 1 年以内） (ロ)営業許可書（開業後 1 年以内） (ハ)収支がわかる帳簿等 （①・②両方必要）	☐	☐
		自 営 業 主 以外	①就労証明書（自営中心者記入のもの） ②(ア)～(ハ)のいずれかのコピー (ア)確定申告書（事業専従者であることが確認できるページ） (イ)市県民税の申告書（収入があることがわかるもの） (ロ)源泉徴収票（就労証明書を発行した事業所が発行するもの） (ハ)給与明細 3 か月分 (ニ)自営業主の②のいずれか （①・②両方必要）	☐	☐
	内職		①就労証明書、②タイムスケジュール、③支払明細書等稼働していることがわかるもののコピー（3 か月分） （①～③すべて必要）	☐	☐
妊娠・出産			母子健康手帳のコピー（保護者名及び出産予定日がわかるページ）	☐	☐
疾病・障がい	病気である		病院等の診断書のコピー（家庭内保育が困難である旨記載のもの） ※申込日時点で作成後6か月以内のもの	☐	☐
	障がいがある		①身体障害者手帳、②精神障害者保健福祉手帳、③療育手帳④病院等の診断書 （①～④いずれかのコピー）	☐	☐
病人等の看護・介護をしている			①介護（看護）申立書（タイムスケジュールを記入） ②介護・看護状況がわかる診断書または状況がわかるもの（身体障害者手帳等）のコピー （①・②両方必要）	☐	☐
被災し復旧にあたっている			罹災証明	☐	☐
求職活動(起業準備含む)			求職申立書 (入所後3か月以内に就労証明書等が提出されない場合退所となります)	☐	☐
就学(職業訓練を含む)			①就学申立書、②在学証明書、③カリキュラム等がわかるもの （①～③すべて必要）	☐	☐
虐待・DV			保護命令書(接近禁止命令、退去命令)のコピー	☐	☐

(3) 1号⇔2号の変更がある場合

変更内容	該当する書類名
1号認定から2号認定への変更	保育の必要性を証明する書類（P4） 教育・保育給付認定申請書兼入所（園）申込書
2号認定から1号認定への変更	教育・保育給付認定申請書（1号認定用） 教育・保育給付変更認定申請書

(4) 育児休業を取得している間も継続利用する場合

利用条件	①育児休業からの復職予定があり、育児休業期間が限度内である。 ※育児休業の対象となるお子様が満1歳に達する日（誕生日の前日）が属する年度末、または、育児休業の対象となるお子様が4月1日に入所する予定の場合は、ゴールデンウィーク明けまで。 ②育児休業取得時及び延長時に年長児である。 ※ただし、育児休業を取得している会社を育児休業中に退職した場合は無効です。
提出書類	就労証明書（育児休業期間・復職日の記載が必要）、保育の実施継続申立書
継続利用不可	①当初から限度を超えて育児休業を予定している場合 ※そのうち限度に達するまでの期間だけ保育を継続することはできません。 ②復職予定の会社に復職せず退職した場合 <u>※「復職」とは、育児休業の承認を受けた会社に職場復帰し、仕事に就くことです。</u> <u>育児休業中や育児休業終了後、勤務先を退職した場合や復職の確認ができない場合は、原則継続利用はできません。</u> ※派遣会社に雇用され育児休業を取得している場合の「復職」とは、同じ派遣会社に復帰することです。その際、派遣先は以前と違う場合でも復職に該当します。ただし、派遣先が同じでも異なる派遣会社に入社したり、派遣会社を退職した場合は継続利用はできません。

(5) 注意事項

- 月途中での認定変更はしません。翌月からの変更となります。
- （例）求職活動（短時間認定）から5月途中で内定を含む就労（標準時間認定）を開始する場合
 - ①5月中に変更申請をした場合⇒6月から標準時間認定
※5月中は短時間認定となりますので、短時間認定の設定時間外の利用は、別途料金が必要です。
 - ②4月中に変更申請をした場合⇒5月から標準時間認定
- 認定内容の変更により、保育料等が変更となる場合があります。
- ケースに応じて別途書類の提出をお願いすることがあります。
- 現在、育児休業中で実施継続申し立てにより入所している児童の転園は、認められません。
（乳児園または地域型保育事業所を2歳児で卒園することに伴う転園の場合は、この限りではありません。）
- 提出された書類内容が事実と異なる場合は、教育・保育給付認定の取り消しを行う場合もあります。
- 現況届提出以降に状況が変更する場合は、認定変更申請が必要です。
- 現況届提出時に3月末での退職が決定しており、4月からの就労先が決まっている場合は、4月からの就労先の就労証明書を提出してください。3月末での退職は決定しているが、まだ就労先が決まっていない場合は、求職活動申立書を提出して下さい。

4. 現況届記入例

※現況届右面は、該当する箇所をチェックしてください。

⑧

(宛 先)
新居浜市長

入所児童家庭現況届 (令和8年度継続入所用)

提出する日を
記入してください。

施設管理者

申込日 令和 7年 12月 22 日

保育所等入所児童の現況について、次のとおり届け出ます。

また、認定に必要な税情報及び世帯情報の閲覧及支給認定証等に記載されている保護者名を記入してください。

優先度の高い順に連絡先を記入してください。

代表 (申請 保護 者)	住所	新居浜市 一宮町一丁目5番1号 △△マンション101号	
氏名 (自署)	新居 浜郎		
電話 番号	第1 連絡先	090-****-****	児童との続柄 ☒ 父・母・その他 ()
	第2 連絡先	080-****-****	児童との続柄 ☒ 父・母・その他 ()
	第3 連絡先		児童との続柄 ☒ 父・母・その他 ()

氏 名	生 年 月 日	性 別	継続入所する保育所等(施設名)
フリガナ ニイ ｲﾁﾛｳ	平成 2 年 5月 10 日生 令和 5才(令和8年4月1日現在)	☒ 男・女	〇〇保育園
新居 一郎	教育・保育給付認定番号(※1)	〇〇〇〇	支給認定証に記載の教育・保育給付認定番号を記入してください。

この現況届は、保護者の労働又は疾病等の事由により「保育所等」(※2)において保育の継続利用を希望する場合に、現在利用中の施設にご提出ください。また、保育の必要性及び世帯の状況について確認が必要になりますので、保護者や世帯の状況について、次の①～③にできる限り正確にご記入ください。

年齢は、令和8年4月1日現在の満年齢を記入してください。

(※1) 既に届出対象児童本人以外の同居している親族等全員について記入してください。単身赴任の保護者や生計同一で別居している世帯員がいればあわせて記入してください。

記入して下さい。現況届に添付されている就労証明書等の内容によって既に受けることができる保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。

① 世帯の状況

氏 名	児童との続柄	生 年 月 日	年令	勤務先(職業)又は学校名等	備 考
フリガナ ニイ ｲﾁﾛｳ	父	S H 59・10・1	41	〇〇株式会社	
新居 浜郎	母	S H 62・11・1	38	□□ストア	学校名・学年、幼稚園名、保育園名を記入してください。
フリガナ ニイ ｲﾁｺ	姉	S H 26・9・1	11	△△小学校5年	
新居 一子	弟	S H 3・5・1	4		申込中
フリガナ ニイ ｼﾞﾛｳ	祖父	S H 34・7・1	66	漁業	該当する状況に○をつけてください。保育料の減額の対象となる場合は証明書の提出が必要です。
新居 次郎	祖母	S H 37・6・1	63	××有限会社	
フリガナ ニイ ｹｲ	叔父	S H 63・5・1	37		身体障がい1級
新居 浜一					
フリガナ ニイ ｹｲ					
新居 春子					
フリガナ ニイ ｹｲ					
新居 浜次					
ひとり親世帯のみ記入 ※証明書等添付	児童扶養手当受給者証の交付 (有・無) ひとり親家庭医療費受給者証の交付 (有・無) 離婚前提別居(調定: 有・無) ※いずれの証明書もない場合、戸籍謄本の提出が必要です。				
世帯に障害者手帳等を所持している方がいる場合のみ記入※証明書等添付	身体障害者手帳 (有・無) 精神障害者保健福祉手帳 (有・無) 療育手帳 (有・無) 特別児童扶養手当 (有・無) 障害年金 (有・無)				
生活保護の適用 (有・無)					

5. 利用者負担額（保育料・副食費）について

（１）保育料（０～２歳児）及び副食費（３～５歳児・１号認定の満３歳児）について

①保育料及び副食費の算定

保育料等は、下の表のとおり、市民税所得割額によって決定します。

年度	令和７年度	令和８年度		令和９年度
保育料等賦課月	９月～３月	４月～８月	９月～３月	４月～８月
対象市民税額	令和７年度分		令和８年度分	
対象市民税額の計算元となる収入	令和６年１月～１２月の収入		令和７年１月～１２月の収入	

②保育料の計算方法（Ｐ８）

保育料及び副食費は、父母の市民税所得割額の合計により決定します。

ただし、生計が父母の収入のみでは成り立っていないと認められた場合で、同居している祖父母等がいる場合は、祖父母等のうち収入が多い方を家計の主宰者として認定し、父母とその家計の主宰者の税額を合算して保育料を決定します。（住民票上別世帯であっても、同じ家屋で生活している場合は同居とみなします。）

なお、父母の給与明細等収入がわかるものを提出していただくことで、その収入のみで家計が成り立っていると判断される場合は、合算しません。

③市民税が未申告または変更となる場合

未申告の場合は、保育料及び副食費の算定ができませんので、必ず申告をしてください。

税額が確定しない場合は、保育料は最高額で賦課、副食費は納入対象として決定しますので、ご了承ください。

④保育料の軽減措置

保育所等を利用する市民税非課税世帯を対象として、保育料を無償化します。また第２子目以降の保育料の軽減措置は、以下のとおりとなります。

ア 市民税所得割額 57,700 円未満の世帯は、年齢制限なく第２子目は半額、第３子目以降は無料となります。

イ 要保護者等世帯の市民税所得割額 77,101 円未満の世帯は、年齢制限なく第２子目以降は無料となります。

ウ ア及びイ以外の世帯について、同一世帯に小学校３年生以下の子どもが２人以上いる場合、第２子目は半額、第３子目以降は無料となります。

※要保護者等世帯・・・ひとり親世帯、在宅障がい児（者）家庭等

●保育料の計算方法

(例) 児童クラス年齢：2歳児クラス 保育の必要量：保育標準時間

父：自営業（普通徴収） 母：会社員（特別徴収）

父母の市民税額 = (28,140円 - 1,500円) + (147,400円 + 60,000円) = 234,040円

市民税・県民税通知書（普通徴収）

決定		469,000
課税標準額	所得	
長期譲渡所得	-	
短期譲渡所得	-	
株式等譲渡所得	-	
上場株式等の配当所得	-	
先物取引	-	
税額	区分	
均等割①	3,500	2,200
算出所得割②	28,140	18,760
調整控除③	1,500	1,000
配当控除④	-	-
住宅借入金等特別税額控除⑤	-	-
寄付金税額控除⑥	-	-
外国税額控除等⑦	-	-
配当割・株式譲渡所得割控除⑧	-	-
計 ①+②-③-④-⑤-⑥-⑦-⑧	30,100	19,900
年税額		50,000
控除出来なかった配当割・株式譲渡所得割		-

給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収）

税額	市民税	税額控除前所得割額④	208,980
		税 額 控 除 額 ⑤	61,500
		所 得 割 額 ⑥	147,400
		均 等 割 額 ⑦	3,000
	県民税	税額控除前所得割額④	99,320
		税 額 控 除 額 ⑤	41,000
		所 得 割 額 ⑥	98,300
		均 等 割 額 ⑦	1,700
	森 林 環 境 税 額 ⑧		1,000
	特 別 徴 収 税 額 ⑨		250,400
	控 除 不 足 額 ⑩		0
	既充当・既委託納付額⑪		*****
	既 納 付 額 ⑫		*****
差引納付額（⑨-⑫-⑩）⑪		250,400	
変 更 前 税 額 ⑬		*****	
増 減 額 （ ⑨ - ⑬ ）		*****	
変 更 月		月	

●内訳

住宅借入金等特別控除

60,000 円

調整控除

1,500 円

※保育料を算定する市民税額の計算には、「住宅借入金等特別控除」「寄附金控除（ふるさと納税等）」「配当割・株式譲渡所得割額控除」「配当控除」「外国税額控除」は適用されません。

※普通徴収と特別徴収の両方で徴収されている方は、普通徴収の通知書の市民税所得割額で計算してください。

新居浜市保育所保育料徴収基準額表（2・3号認定）

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分				保育料月額（単位：円）	
階層区分	定義			保育標準時間認定	保育短時間認定
A	生活保護世帯等			0	0
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯			0	0
C 1	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割の額のみ課税されるもの	要保護者等世帯		7,200	7,200
		要保護者等世帯以外の世帯		16,000	15,700
C 2		48,600円未満	要保護者等世帯	9,000	9,000
			要保護者等世帯以外の世帯	19,500	19,100
D 1		48,600円以上57,700円未満	要保護者等世帯	9,000	9,000
			要保護者等世帯以外の世帯	24,600	24,100
D 2		57,700円以上72,800円未満	要保護者等世帯	9,000	9,000
			要保護者等世帯以外の世帯	24,600	24,100
D 3		72,800円以上77,101円未満	要保護者等世帯	9,000	9,000
			要保護者等世帯以外の世帯	30,000	29,400
D 4	A階層及びC 1階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額が次の区分に該当するもの	77,101円以上97,000円未満		30,000	29,400
D 5		97,000円以上133,000円未満		37,000	36,300
D 6		133,000円以上169,000円未満		44,500	43,700
D 7		169,000円以上213,000円未満		48,000	47,100
D 8		213,000円以上257,000円未満		52,000	51,100
D 9		257,000円以上301,000円未満		57,000	56,000
D 1 0		301,000円以上397,000円未満		60,000	58,900
D 1 1		397,000円以上		63,000	61,900

保育料は 52,000 円と算定されます。

⑤副食費の軽減措置

2号認定の要保護者等世帯については市民税所得割額 77,101 円未満、同じく 2号認定の一般世帯については市民税所得割額 57,700 円未満、及び 1号認定の世帯については市民税所得割額 77,101 円未満の場合に、副食費を免除します。同一世帯に小学校 3 年生以下の子どもが 3 人以上いる場合は、第 3 子目以降の副食費は免除になります。（※第 2 子目について、半額の軽減措置はありません。）

⑥その他

- ・ 公立・私立保育所、認定こども園及び地域型保育事業所の保育料の基準は同じです。
- ・ 月の途中退所の場合、保育料及び副食費は日割りで計算されます。
- ・ 病気やご家庭の事情等により登園できない場合も、在籍をもって保育料等がかかります。
- ・ 0 歳児クラスから 2 歳児クラスの子どもの副食費は保育料に含まれます。

（２）保育料及び副食費の納入について

①納入先について

- ・ 保育料・・・公立・私立保育所は市に、認定こども園・地域型保育事業所は各園に納入
- ・ 副食費・・・公立保育所は市に、私立保育所・認定こども園・幼稚園は各園に納入

②納入方法について

- ・ 納入先が市の場合・・・口座振替による方法と納入通知書（コンビニエンスストアでの納付、またはスマートフォン等アプリのキャッシュレス決済も可能）による方法の 2 通りがありますが、できるかぎり口座振替による納付をお願いします。

※口座振替手続き完了後、はがきが届きますので振替開始時期を必ずご確認ください。振替開始時期までは納入通知書による納付が必要です。

- ・ 納入先が各園の場合・・・各園にお問い合わせください。

（３）滞納処分について

保育料は、保育所を運営するための費用に充てられる大切なものです。

保育料の滞納は見逃すことができない問題として、本市では収納対策の強化に取り組んでいます。保育料を納入期限までに納めていただけない場合には、法令の規定により、給与、不動産など財産の差押え処分を実施します。

また、副食費につきましても、保育料と同様に給食を提供するための費用となる大切なものですので、納入期限までに納めてください。

なお、納入が困難な場合については、こども保育課までご相談ください。

6. その他の保育サービスについて

(1) 病児・病後児保育について

市内に居住し、保育所等に通所中の乳児・幼児又は小学校に就学している子どもが病気の「急性期…症状がはっきり現れた状態」から「回復期…症状が治まった状態」にあたり、入院治療の必要はないが集団保育が困難で、かつ家庭での保育が困難な場合に預かります。家庭で保育されている子どもでも、保護者の都合で病気の子どもを看ることができない場合は利用できます。

【例えばこんな病気の時】 かぜ 扁桃腺 気管支炎 嘔吐 下痢 中耳炎 水ぼうそう
おたふくかぜ はしか 風疹 手足口病 結膜炎 外傷 など

●利用のしかた

- ①事前登録を行ってください。（保育施設やこども保育課、なかよし園で登録できます。緊急の場合は当日登録用紙を提出することで利用できます。）
- ②医療機関を受診し、医師の診断を受けてください。（病種、症状により利用できない場合があります。また、病気の診断書は必要ありません。）
- ③なかよし園へ電話で利用状況を確認のうえ、登園してください。
- ④当日、施設へ利用料（食事、おやつ、保育教材代を含む。）を納付してください。

【利用料】2,700 円/日（市民税非課税世帯：1,800 円・生活保護世帯/無料）

	定員	利用可能時間	問い合わせ先
なかよし園 (十全総合病院東隣)	4 名/日	月～金曜日 8:00～18:00 ※祝日・年末年始・地方祭は除く	33-1818(内線 7150) 090-5276-3339 (8:00～18:00)

(2) 休日保育について

新居浜市に在住する 1 歳（4 月 1 日時点）から就学前までの児童で、新居浜市内の認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業所に入所している児童であって、常態的に（※）児童の保護者が日曜日・祝日に勤務等のため、家庭において保育の実施が困難な世帯を対象に休日保育を実施しています。

（※）常態的にとは、最低月 1 回（年間で 12 日）以上、日曜日または祝日に勤務すること等が見込まれる場合をいいます。

	定員	実施日	利用時間	利用料
ひまわり乳児園 住所：新居浜市郷 3-16-7 電話：67-1281	6 名/日	日曜日及び国民の祝日 ※ただし、12 月 31 日から 1 月 3 日までは除きます	標準認定 8:00～18:00 短時間認定 8:30～16:30	無料※

※短時間認定の方が延長する場合は、200 円／30 分が必要です。

※利用手続きは、現在通所している園を通じて申し込みが必要です。詳しくは、実施園へお問い合わせ下さい。